

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日を除く)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

(政 令)  
○医療法施行令等の一部を改正する政令(九)

### (省 令)

○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務一)

○厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(厚生労働四)

### (告 示)

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第二項の認可の失効に関する件(金融庁二)

○市町の廃置分合の件(総務二九、三〇)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働四)

○生活保護法による保護の基準の一部を改正する件(同五―七)

○肉用子牛生産安定等特別措置法第五條第九項の規定に基づき、指定肉用子牛の平均売買価格を告示する件(農林水産六七)

### (人事異動)

内閣 農林水産省 最高裁判所

### [官庁報告]

### 労働

争議行為の通知の公表について(厚生労働省)

### 国家試験

平成十八年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付(国土交通省)

### (公 告)

### 諸事項

### 官庁

第三者所有物の没収、三養基土地改良区役員の住所変更認可、農地の買収前の所有者等への売却通知に代える公告、海難審判庁関係

### 裁判所

相続、失踪、破産、特別清算、再生関係

### 特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任関係  
会社その他

## 本号で公布された法令のあらまし

### ○医療法施行令等の一部を改正する政令(政令第九号)(厚生労働省)

#### 一 医療法施行令の一部改正関係

1 矯正施設等に関する法の適用に関する事項  
刑事施設等の中に設けられた病院等について、医療法(以下1及び3において「法」という)の規定の適用に関する特例を定めることとした。(第三条第二項関係)

#### 2 社会医療法人の認定に関する事項

社会医療法人の認定を受けようとする医療法人は、社会医療法人の要件に係る事項として厚生労働省令で定めるものを記載した申請書を都道府県知事に提出することとし、厚生労働省令で定める書類を添付することとした。(第五条の五関係)

#### 3 社会医療法人債に関する事項

(一) 社会医療法人が社債医療法人債を発行する場合において、法第五十四条の七の規定により準用する会社法の規定に係る技術的読替を整備した。(第五条の六関係)

(二) 準用する会社法の規定により、書面に記載すべき事項を電磁的記録により提供しようとする場合等においては、相手方の承諾を得ることとした。(第五条の七及び第五条の八関係)

(三) 社会医療法人債を社債とみなして適用すべき法令を定めるとともに、当該法令の適用についての技術的読替を整備した。(第五条の九関係)

#### 二 医師法施行令の一部改正関係

1 再教育研修を修了した旨の医籍への登録に関する手数料を三、一〇〇円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合にあつては、二、九五〇円)とした。(第一条関係)

2 医籍の登録事項として、新たに再教育研修を修了した旨を追加した。(第四条第五号関係)

3 医療を受ける者その他国民による医師の資格の確認及び医療に関する適切な選択に資するよう、厚生労働大臣が公表する事項を定めることとした。(第一四條関係)

#### 三 歯科医師法施行令の一部改正関係

二と同様の改正を行うこととした。(第一条、第四条第五号及び第六号、第七条、第二二条及び第一四條関係)

四 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律施行令の一部改正関係

外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第一七条及び歯科医師法第一七条の特例等に関する法律の一部改正に伴う用語の整理等を行うものとした。(題名及び第一条関係)

五 この政令は、平成一九年四月一日から施行することとした。

担信法第十九条第一項第十号	会社法第六百九十八条	医療法第五十四条の七において準用する会社法第六百九十八条
担信法第十九条第一項第十号	会社法第七百六条第一項第二号	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百六条第一項第二号
担信法第二十四条第一項	会社法第六百七十七條第一項各号	医療法第五十四条の七において準用する会社法第六百七十七條第一項各号
担信法第二十六条	会社法第六百九十七條第一項の規定により記載すべき事項(新株予約権付社債に係る担保付社債券にあつては同法第二百九十二条第一項の規定により記載すべき事項)	医療法第五十四条の七において準用する会社法第六百九十七條第一項の規定により記載すべき事項
担信法第二十八条	会社法第六百八十一条各号	医療法第五十四条の四各号
担信法第二十一条	会社法第七百七十七條第二項、第七百七十八條第一項及び第四項、第七百七十九條第一項並びに第七百八十一条第三項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百七十七條第二項、第七百七十八條第一項及び第四項、第七百七十九條第一項並びに第七百八十一条第三項
担信法第二十二條	会社法第七百二十四條第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百二十四條第一項
担信法第三十三條第一項	会社法第七百三十一條第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十一條第一項
担信法第三十四條第一項	会社法第七百三十七條第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十七條第一項
担信法第三十四條第一項	会社法第七百三十七條第二項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十七條第二項
担信法第三十四條第一項	会社法第七百三十六條第一項	医療法第五十四条の七において準用する会社法第七百三十六條第一項
担信法第八十三條第一項	付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強行ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保權ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得	付与セラレタル執行力アル正本ニ基キ担保物ニ付強行ノ申立ヲ為シ又ハ企業担保權ノ実行ノ申立ヲ為スコトヲ得
担信法第八十九條第二項	会社法第七百七條	医療法第五十四条の七ニ於テ準用スル会社法第七百七條
担信法第九十一条第一項	会社法第七百四十一条第一項	医療法第五十四条の七ニ於テ準用スル会社法第七百四十一条第一項
担信法第九十一条第三項	会社法第七百四十一条第三項	医療法第五十四条の七ニ於テ準用スル会社法第七百四十一条第三項
担信法第九十二条第一項	会社法第七百四十一条第一項	医療法第五十四条の七ニ於テ準用スル会社法第七百四十一条第一項

担信法第九十二条第三項	会社法第七百四十一条第三項	医療法第五十四条の七ニ於テ準用スル会社法第七百四十一条第三項
社債等登録法施行令第二十一条第一号及び第二十七條第一項	商号	名称
社債等登録法施行令第六十条第一項	会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百七十八條第四項及第七百七十九條第三項	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第五十四条の七ニ於テ準用スル会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百七十八條第四項及第七百七十九條第三項

第二 (医師法施行令の一部改正)

第二条 医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第十条」に改め、同条を第十五条とする。

第十条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公表事項)

第十四条 法第三十条の二の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 医師の氏名及び性別
- 二 医師の登録年月日
- 三 法第七条第二項第一号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた医師であつて、法第七条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係るものに限る。)
- 四 法第七条第二項第二号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項
  - イ 厚生労働大臣が定めた医業の停止の期間を経過していない医師に係る処分
  - ロ 当該処分を受けた医師であつて、法第七条の二第一項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分

第九条の見出しを「(臨床研修修了の登録等に関する手数料)」に改め、同条中「平成十四年法律第百五十一号」を削り、同条を第十二条とし、第八条を第十一条とする。

第七条第一項中「まつ消」を「抹消」に、「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十条とする。

第六条第一項及び第四項中「き損」を「き損」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。

第四条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第二項中「失せう」を「失踪」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(登録抹消の制限)

第七条 法第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は医師としての品位を損するやうな行為があつた者について、法第七条第二項の規定による取消処分をするため当該処分に係る医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該医師から前条第一項の規定による医籍の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に關する手続が結了するまでは、当該医師に係る医籍の登録を抹消しないことができる。

第三条を第五条とする。  
 第二条第四号中「免許の取消又は医業の停止の」を「法第七条第一項又は第二項の規定による」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「医師法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。  
 五 法第七条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨  
 第二条を第四条とし、第一条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。  
 (再教育研修修了の登録等に関する手数料)  
 第一条 医師法(以下「法」という。)第七條の二第四項の政令で定める手数料の額は、三千百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合は二千九百五十円)とする。

(再教育研修の命令に関する技術的読替え)  
 第二条 法第七条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。  
 法の規定中読み替える規定

第七条第十一項	第二項	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条第十一項	第二項	医業の停止	再教育研修
第七条第十二項第一号	第二項	次条第一項	次条第一項
第七条第十四項	第十二項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第十二項	第十二項
第七条第十五項	都道府県知事又は医道審議会の委員	都道府県知事	都道府県知事
第七条第十六項	第五項又は第十一項	第十一項	第十一項
第七条第十七項	意見の聴取又は弁明の聴取	弁明の聴取	弁明の聴取
第七条第十七項	第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替えて適用する行政手続法第十五条第一項の通知又は第十一項	第十一項	第十一項
第七条第十八項	第五項若しくは第十一項	第十一項	第十一項
第七条第十八項	意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	弁明の聴取	弁明の聴取

(歯科医師法施行令の一部改正)  
 第三条 歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。  
 第十条中「第一条、第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第二項及び第五項並びに第七條」を「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び第五項並びに第十條」に改め、同条を第十五条とする。  
 第九条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。  
 (公表事項)  
 第十四条 法第二十八條の二の政令で定める事項は、次のとおりとする。  
 一 歯科医師の氏名及び性別  
 二 歯科医籍の登録年月日

三 法第七条第二項第一号に掲げる処分に関する事項(当該処分を受けた歯科医師であつて、法第七条の二第二項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係るものに限る。)

四 法第七条第二項第二号に掲げる処分であつて次のいずれかに該当するものに関する事項  
 イ 厚生労働大臣が定めた歯科医業の停止の期間を経過していない歯科医師に係る処分  
 ロ 当該処分を受けた歯科医師であつて、法第七条の二第二項の規定による当該処分に係る再教育研修の命令を受け、当該再教育研修を修了していないものに係る処分  
 第八条を第十一條とし、同条の次に次の一条を加える。  
 (臨床研修修了の登録等に関する手数料)  
 第十二条 法第十六条の五の政令で定める手数料の額は、三千百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合は二千九百五十円)とする。  
 第七条第一項中「ま、つ、消」を「抹消」に、「第四条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第十条とする。  
 第六条第一項及び第四項中「き、損」を「き損」に改め、同条を第九条とし、第五条を第八条とする。  
 第四条の見出し中「ま、つ、消」を「抹消」に改め、同条第一項中「ま、つ、消」を「抹消」に改め、同条第二項中「失、ぞう」を「失踪」に、「ま、つ、消」を「抹消」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。  
 (登録抹消の制限)  
 第七条 法第四条第三号若しくは第四号に該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあつた者について、法第七条第二項の規定による取消処分をするため、当該処分に係る歯科医師に対し、厚生労働大臣が行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をした後又は都道府県知事が法第七条第六項において準用する行政手続法第十五条第一項の規定による通知をした後に当該歯科医師から前条第一項の規定による歯科医籍の登録の抹消の申請があつた場合には、厚生労働大臣は、当該処分に関する手続が結了するまでは、当該歯科医師に係る歯科医籍の登録を抹消しないことができる。  
 第三条を第五条とする。  
 第二条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「免許の取消又は歯科医業の停止の」を「法第七条第一項又は第二項の規定による」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。  
 五 法第七条の二第二項に規定する再教育研修を修了した旨  
 六 法第十六条の四第一項に規定する臨床研修を修了した旨  
 第一条を第四条とし、第一条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。  
 (再教育研修修了の登録等に関する手数料)  
 第一条 歯科医師法(以下「法」という。)第七條の二第四項の政令で定める手数料の額は、三千百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する場合は二千九百五十円)とする。  
 (再教育研修の命令に関する技術的読替え)  
 第二条 法第七条の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七條第十一項	第二項	次条第一項
第七條第十二項第一号	第二項	再教育研修
第七條第十四項	第十二項(前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む)	次条第一項
第七條第十五項	都道府県知事又は医道審議会の委員	第十二項
第七條第十六項	第十一項又は第十三項前段	都道府県知事
第七條第十七項	意見の聴取又は弁明の聴取	第十一項
第七條第十八項	第五項の規定により意見の聴取を行う場合における第六項において読み替える通知又は第十一項	弁明の聴取
	第五項若しくは第十一項	第十一項
	意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十三項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	弁明の聴取

附則第二項中「歯科医師法(以下「法」といふ)」を「法」に改める。

第四條 外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律施行令の一部改正

題名中「外国医師又は外国歯科医師」を「外国医師等」に、「医師法第十七條及び歯科医師法第十七條」を「医師法第十七條等」に改める。

第一條の見出し中「第二條第三号」を「第二條第四号イ又はロ」に改め、同条中「外国医師又は外国歯科医師」を「外国医師等」に、「医師法第十七條及び歯科医師法第十七條」を「医師法第十七條等」に、「第二條第三号」を「第二條第四号イ又はロ」に改める。

附則 (施行期日)

第一條 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

第二條 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(以下この条において「改正法」といふ)の施行の際現に改正法第六條の規定による改正前の保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二三三号)第十二條第一項の規定によりされている申請に係る登録については、なお従前の例による。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三條 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号)の項及び歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号)の項中「第一條 第三條第二項 第四條第一項 第五條第二項 第六條第二項及び第五項並びに第七條」を「第三條 第五條第二項 第六條第一項 第八條第二項、第九條第二項及び第五項並びに第十條」に改める。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第四條 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「臨床研修修了医師及び歯科医師」を「臨床研修修了医師及び臨床研修修了歯科医師」に、「臨床研修修了医師若しくは歯科医師」を「臨床研修修了医師若しくは臨床研修修了歯科医師」に改める。

第二十六条第一項第十四号中「医療法」の下に「第六條の五第一項第七号」を加え、「第六十九條第一項第五号」を削る。

(日本郵政公社法施行令の一部改正)

第五條 日本郵政公社法施行令(平成十四年政令第三百八十四号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第四十二号中「第三條」を「第三條第一項」に改める。

(構造改革特別区域法施行令の一部改正)

第六條 構造改革特別区域法施行令(平成十五年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「同條第六項」を「同條第七項」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部改正)

第七條 独立行政法人福祉医療機構法施行令(平成十五年政令第三百九十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「第四十二條第一項第七号」を「第四十二條第七号」に改める。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第八條 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第四十八号中「第三條」を「第三條第一項」に改める。

第二十三條第二項の表医療法第七條の二第六項の項中「第七條の二第六項」を「第七條の二第七項」に改める。

(独立行政法人国立病院機構法施行令の一部改正)

第九條 独立行政法人国立病院機構法施行令(平成十五年政令第五百十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條第一項第三十四号中「第三條」を「第三條第一項」に改める。

(独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令の一部改正)

第十條 独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令(平成十五年政令第五百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項第十四号中「第三條」を「第三條第一項」に改める。

(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)

第十一條 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二百八十七号中「外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七條及び歯科医師法第十七條の特例等に関する法律」を「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七條等の特例等に関する法律」に改める。

厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
内閣総理大臣 安倍 晋三